

昭和四年四月十五日第二種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きが休日には、
翌日の当たるの日)

規則第五号) の一部を次のように改正する。

第二条の表中 [総務課] を [管理係、議事秘書係、施設係、設備係、助成

係、企画広報室、経理室] を [総務課] [管理係、議事秘書係、施設係、設備係、助成

係、企画広報室、総務室] に、 [社会教育課] [視聴覚係、成人教育

化係、成人教育係、青少年教育係] を [社会教育課] [視聴覚係、文化

文化課] [文化係、文化財係]

◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県立科学博物館規程の一部を改正する規則

◇公 告 昭和四十七年度鳥取県育英奨学生の募集

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布す

る。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 小田大吉

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程 (昭和三十九年四月鳥取県教育委員会

課) の所掌に属するものを除く。)。

五 社会教育主事の資格認定に關すること。

第三条社会教育課の項の次に文化課の項として次のように加える。

- 四 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育施設に關すること (他
- 一 青少年教育、婦人教育及び成人教育に關すること。
- 二 視聴覚教育に關すること。
- 三 同和教育に關すること。

第三条指導課の項第六号を次のように改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

六 盲学校、聾学校ろう、養護学校及び特殊学級の生徒、児童及び幼児の就学奨励に關すること。

第三条社会教育課の項を次のように改める。

社会教育課

係、青少年教育係、同和教育室に改める。

文化課

- 一 芸術文化の振興に関すること。
- 二 文化財の保護に関すること。
- 三 博物館に関すること。
- 四 文化施設に関すること。
- 五 ユネスコ活動に関すること。

第六条第二項中「經理室に經理室主任又は主任を、係及び企画広報室に主任」を「総務室に総務室主任を、係及び室に主任」に改める。

第七条第十号中「經理室主任」を「総務室主任」に改める。

第二十条の見出しを「(職員の定数)」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

第二条から第四条までを次のように改める。

(内部組織及び分掌事務)

第一条 博物館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

管理課	庶務係・設備係
学芸課	学芸係・美術係・史料係

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- 一 庁舎の管理及び取締りに関する事。
- 二 博物館協議会に関する事。
- 三 庶務に関する事。
- 四 その他他課の所掌に属しない事。

学芸課

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示に関する事。
- 二 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関する事。
- 三 博物館資料の調査研究に関する事。
- 四 その他博物館の事業に関する事。

(係の分掌事務)

鳥取県立科学博物館規程の一部を改正する規則

鳥取県立科学博物館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「科学博物館」を「博物館」に改める。

第四条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれその長を置く。

(職制)

第三条 係の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

鳥取県公報

2 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合はその職務を代行せらるため、必要があると認めんときは、博物館に次長を、課に課長補佐を置くことがあら。

第四条の二を削る。

第七条を次のように改める。

(事務分担)

第七条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならないだ

い。

別表第一号中「館長補佐」を「次長・課長・課長補佐」に改め、「係職」の下に「・主任」を加え、同表第一号中「主任・主事」を「主事・博物館同書」に改め、同表第三号中「学芸員」の下に「・学芸員補」を加える。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則

1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に奨学資金の貸与を受けている大学在学中の者及びその補充として奨学資金の貸与を受けねじとなる者に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公 告

昭和47年度鳥取県育英奨学生の募集を次の要領により実施する。
昭和47年3月30日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

昭和47年度鳥取県育英奨学生募集要領

1 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し学業成績優秀及び心身健全で、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金を貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「七十円」を「一万円」に改める。

(1) 高校奨学生

県内に所在する高等学校の第2学年に在学し、将来大学に進学し

ようとする者であること。

(2) 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

ア 中学校第2学年及び第3学年の学習成績が、同学生の生徒全体の上位15% 4・0以上であること。

イ 高等学校第1学年の学習成績が、同学生の生徒全体の上位15% 以内の順位であること。

(3) 同一世帯における年間所得基準額が、次の所得基準額以内であること。

所得基準額表

区分	所得基準額 千円
1 人	490
2	980
3	1,180
4	1,300
5	1,420
6	1,540
7	1,660

常人員 7人の所得基準額に加算する。

2 年間所得額は、次によつて算定された額の合計額から特別控除額の特別控除額を差し引いた額とする。

ア 給与所得

俸給・給料・賃金・歳費・年金・恩給・賞与及び専従者給与（専従者控除分を含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（還族年金・扶助料・傷病手当金等を含む。）の収入額（源泉徴収票等にいう支払金額）をもとにして、次の計算式によつて得られた金額を所得金額とする。

(ア) 収入金額が180万円以下の場合

収入金額×0.8 - 160,000円

(イ) 収入金額が180万円をこえる場合

収入金額 - 520,000円

イ 農業所得

農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む総収入額から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家きんの飼料、動力機の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの）を差引いたものを所得金額とする。この所得金額には、家計仕向分（自家消費）も販売価格で換算し、含めるものとする。

ウ 商業、工業、林業、水産業等の所得

年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費を差引いた税込営業利益を所得金額とする。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであつても、年度末に在庫して残っているもの（たな卸資産）は含まない。

備考

1 世帯人員が7人をこえる場合は、1人増すごとに120千円を世

また、営業経費とは、雇入費、減価償却費及び業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

特別控除額表

特別の事情	特別控除額
母子世帯であること。	120,000円
小学校児童1人につき	38,000円
中学校生徒1人につき	47,000円
高等学校生徒1人につき	78,000円
高等専門学校学生1人につき	(国公立 120,000円 私立 89,000円)
大学生1人につき	(国公立 117,000円 私立 128,000円)
身体障害者、長期療養者等のいる世帯であること。	180,000円を限度とする
家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、180,000円を限度とする
火災、風水害、盗難	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るために基本的な生産手段(田、畠、店舗)

等の被害をうけた世帯であること。(等)に被害があつて、将来長期的にわたつて支

出増又は収入減になると認められる年間金額

父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯であること。その金額

(4) 他から同種類の奨学金の貸与又は支給を受けていないこと。ただし、この奨学資金を受けることになつた場合に、他の奨学資金の貸

与又は支給を辞退するときは、除く。

(5) 奨学資金を受けることになる日(昭和47年4月1日)の1年前から引き続き県内に住所を有する者の子弟であること。

◎ 大学奨学生

(1) 大学第1年次に在学する学生であること。ただし、大学第2年次以上に在学する者についても、欠員がある場合は採用することができる。

(2) 学習成績は、高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値がそれぞれ3.5以上であり、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

(3) 高校奨学生の出願資格の(3)から(5)までに該当していること。

採用人員

高校奨学生 30人

日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るために基本的な生産手段(田、畠、店舗)

4

奨学資金の額
大学奨学生 40人(このうち5人は同和地区出身者に限る。)

鳥取県公報

- 5 貸与の期間
奨学資金貸与の期間は、昭和47年4月から次に掲げる終期までとする。
- (1) 高校受学生にあつては大学の正規の修業年限の終期
 - (2) 大学受学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期
- 6 授与資金の返還
奨学資金は、無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後20年以内に年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めたときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。
- 7 出願の手続き
(1) 奨学生を志望する者は、鳥取県育英奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。
ア 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類
イ 大学受学生を志望する場合は在学証明書及び成績証明書（大学第1年次に在学する者を除く。）
(2) (1)の鳥取県育英奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は、本人が未成年者である場合はその保護者（親権を行なう者又は後見人をいう。）、成年者である場合は父母兄姉又はこれに代わる者でなければならない。
- 8 出願及び選考の期日
(1) 出願期日
- 昭和47年4月1日（土）から
昭和47年4月15日（土）まで
- (2) 選考期日
第1次選考（書類） 昭和47年5月上旬
第2次選考（面接） 昭和47年5月中旬
(第2次選考は、高校受学生志望者第1次選考合格者について行なう。)
- 9 その他
この制度についての問い合わせ又は連絡は、在学（出身）高等学校又は県教育委員会事務局指導課に行なうこと。